

日時・場所	平成31年1月21日（月） 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、 小山総務部長（代理：川端総務部次長）、田中市民部長、高橋健康福祉部長、 赤坂健康福祉部政策監、三上都市建設部長、遠藤環境経済部長、吉川教育部長、 川端会計管理者、吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- ・ 昨日、新年度予算についての市民との話し合いの場を持ち、人数は少なかったが、いろいろな意見を頂いた。来年度予算は新規事業でピカピカと光っているものはないが、学校の大規模改修やコミュニティバスの増設、農業の大規模施設の設置等、柱になる良い事業がある。市民からすれば当たり前に事業が動いている前提なのか、参加者は少なかったが良い意見交換の場が持てた。引き続き、都市計画税の市民との話し合いの場を持ったが、予想外に参加者が少なかった。8年程前は会場がいっぱいになる程来られて「税金が上がるのは困る」と仰られたので、反対の方がもっと来られるかと思ったが、反対の意見ではなく、仕組みを知りたい等仰る穏やかな場となった。一方で、訪問したある地域の集まりでは、反対の署名を集めているとの話を聞いた。署名を集めてもらうのも結構だが、市の考え方を聞き、意見交換をする場には是非出てもらえればと思う。
- ・ 「見晴らしがいい」という言い方があるが、景色も仕事も同じであり、困難に直面したり、霧がかかって前が見えなくなる時は、そのまま進むのではなく見晴らしをよくした上で仕事に取り組むよう心構えをしてほしい。そのためには部長、次長、課長という管理職の役割が大きい。見晴らしの悪い時にもがいたり闇雲に進むのではなく、見晴らしをよくするつもりで取り組んでほしい。
- ・ 国の制度がいろいろと変わってきている。国の指導や助言に基づくことも大切であるが、国の方が質がいい、正しいということではなく、国に制度の決定権があるからできることである。国の方が上であると勘違いするのではなく、国は場が仕切れる指導的立場であるという、いい意味で冷めた見方をし、市は市民や地域に着眼して仕事をする。何が何でも国に言われたことをする、では地域や市民の状況と齟齬が生じてくる。国に権限がある場合は従わざるを得ないこともあるが、相対化・客観化して取り組んでほしい。国の制度の質が悪くなってきている。各分野で慎重に見極めながら仕事をしてほしい。

2. 報告事項

① 平成31年度予算編成経過 二次内示（財政担当部長査定後）の状況について（速報値）

【所管：政策調整部】

平成31年度予算を編成するに当たり、予算編成過程の透明化及び市民協働による予算編成を目的として、平成31年度当初予算の二次内示（財政担当部長査定後）の状況を公表する。民生費が減っているが、三上こども園の整備終了に伴うものであり、社会保障費は増加傾向である。

② 開発許可等の基準に関する条例改正に係るパブリックコメントの結果について

【所管：都市建設部】

開発許可等の基準に関する条例改正に係るパブリックコメントを実施した結果、市民から4件意見を提出頂いたので、その意見についての市の考え方について報告する。

→接道要件が4mであることから、道路幅3mである場合は1mのセットバックをしてもらうこととなるが、その1m分を開発の際に市に寄付してもらう等、同時に整理することはできないか。セットバックした後の手続きが確立されているならいいが、後の取扱いに疑義が残るのであれば、安全性を高めるためにも官の部分として確定させた方がいいのではないかと。至急検討するように。

③ 全員協議会への提出事項について

【所管：総務部】

報告事項5件、会議結果報告事項1件、連絡事項11件を1月度全員協議会へ報告する。

→「食育推進計画（案）」と「自殺対策計画（案）」のパブリックコメントの結果については、意見の提出がなかったことから、全協で説明のみ行う。

3. 協議事項

① 野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例について

【所管：政策調整部】

野洲市病院事業において、平成31年7月1日の市立病院の開院日から事業管理者を置くこととなることから、事業管理者の給与の種類や額等について新規に制定する。

② 野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

〔所管：政策調整部〕

平成31年7月1日の市立病院の開院に向け、所要の改正を行うものである。主な内容は、先の市議会定例会において議決いただいた事業管理者を置かないこととする規定を、開院時に合わせて置くこととするもの、附帯事業を追加するもの、及び附帯事業を含む病院事業に係る使用料や手数料を定めるものである。

→使用料、手数料の金額設定について、野洲病院の料金を引き継いでいるのは分かるが、議会や市民に説明できるよう、コンセプトを持ち、根拠を整理しておくこと。使用料については部屋の広さや設備の面から整理し、手数料についてはどこでも同じであることから、他所より落とす必要はない。また、消費税について、内税にすることのメリットは何か。上下水道の使用料は外税であり、外税に統一してもいいのではないかと。大枠については了承し、金額については再度詰めること。

③ 野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例について

〔所管：都市建設部〕

市街化調整区域における既存集落においては、人口減少や少子高齢化により集落の活力が低下し、空洞化を招き、地域コミュニティの維持が困難になることが懸念されており、また空家・空地等への対策を図るため、本市における市街化調整区域における自己用住宅の建築に対する制限の一部を緩和する。

この改正により、市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画の決定若しくは変更により市街化調整区域として新たに区分された日前に住宅の建築を目的として造成された土地又は建築基準法に基づき建築確認を受けて建築された住宅が10年以上存している、若しくは過去に10年以上存していた土地において、自己用の住宅を建築することができるようになる。

④ 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

〔所管：教育委員会〕

野洲市なかよし交流館は、特定非営利活動法人YASUほほえみクラブが指定管理を行っており、指定管理期限が平成31年3月31日である。

次期指定管理者として、YASUほほえみクラブ代表石塚健一氏を引き続き指定することが相応しいと判断したので、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものである。

指定管理期間は、平成31年4月1日から平成36年（2024年）3月31日までの5年間とする。

4. その他伝達事項

なし

5. 次回部長会議の予定

1月28日（月） 8時45分～ 庁議室